



福岡医発第560号(地)

平成15年 6月13日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



SARS「疑い例」及び「可能性例」として報告された者に対しての
SARSコロナウイルス検査実施について（SARS対策第20報）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、症例定義の改正とそれに伴うSARSコロナウイルスの行政検査の実施等について（SARS対策第13報）は、平成15年5月12日付（福岡医発第337号）をもって貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、5月8日以前の症例についても国立感染症研究所においてSARSコロナウイルス検査が実施されるというものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解くださいますとともに、貴会管下医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。



公印省略

15健結第126号

平成15年6月6日

福岡県医師会長
福岡県病院協会会長
福岡県私設病院協会会長
福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課結核感染症係)

SARS「疑い例」及び「可能性例」として報告された者に対しての
SARSコロナウイルス検査実施について（SARS対策第20報）

SARSコロナウイルス検査については、平成15年5月9日付15健結第77号により症例定義の変更に伴い、行政検査を実施することとし、貴会員に対する周知等を依頼したところです。

このたび厚生労働省より、別紙（写）のとおり5月8日以前の症例についても国立感染症研究所においてSARSコロナウイルス検査を実施することとする通知がありました。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

SARS「疑い例」及び「可能性例」として報告された者に対しての
SARSコロナウイルス検査実施について（依頼）（SARS対策第20報）

SARSコロナウイルスの検査については、平成15年5月8日健感発第0508002号により症例定義を変更したことに伴い、5月9日以降、行政検査を実施しているところであるが、今後のSARS対策に資するため、5月8日以前の症例についても国立感染症研究所において、SARSコロナウイルス検査を実施することとした。

については、下記の事項について患者本人に十分な説明を行い、同意が得られた症例については、事前に国立感染症研究所に連絡のうえ、本人の承諾書を添えて送付されたい。

なお、本調査における検査は行政検査としないが、検体の送付方法等については、平成15年5月16日付け事務連絡に準じて行われるようお願いする。

記

1. 検査の目的及びその内容
2. 検査結果については、本人に通知するとともに厚生労働省へも報告すること
3. 検査結果が陽性の場合、その結果は専門委員会において検討されるとともに、SARS確定例として公表される場合があること（公表の範囲は自治体名（県・政令指定都市、特別区名等）、性別、年齢及び検査結果